

自転車安全利用五則

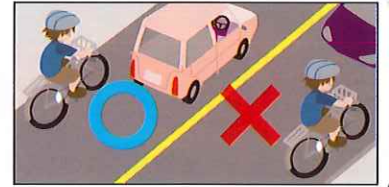
1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両。歩道と車道の区別のあるところは、車道通行が原則です。



2 車道は左側を通行

自転車は道路の左側に寄って通行しなければなりません。
右後ろから来る車にも注意しましょう。



3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道を通行するときは、歩道の中央から車道寄りをすぐに停止できる速度で走行し、歩行者の通行を妨げないようにしましょう。



4 安全ルールを守る

自転車も飲酒運転は禁止です。
「飲んだら乗らない」
「乗るなら飲まない」を守りましょう。

飲酒運転・二人乗り・並進の禁止

●飲酒運転



●二人乗り



●並進



夜間はライトを点灯

夕暮れ、夜間はライトを点灯し、反射材を追加するなど、自分の存在を周囲に知らせましょう。

●夜間の無灯火



交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

自転車の交通事故の多くは、交差点で発生。交差点での信号遵守・安全確認をしっかりと行いましょう。

●一時不停止



ながら運転等の禁止

●スマートフォン、携帯電話の使用



●傘差し運転



5 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児（13歳未満）の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



自転車は正しく安全に乗りましょう



佐賀県交通安全キャラクター
マニャー

自転車保険 入ってますか？



自転車事故の高額賠償事例が増えています！

高額賠償事例

賠償額 **約 9,500 万円**

自転車乗車の児童が歩行者と衝突。歩行者が意識不明の重体となり、監督責任を問われた児童の母親に高額賠償命令。



自転車利用者は、被害者だけでなく加害者にもなる可能性があります。

自転車保険に加入しているか、下のチェックリストで確認しましょう！

